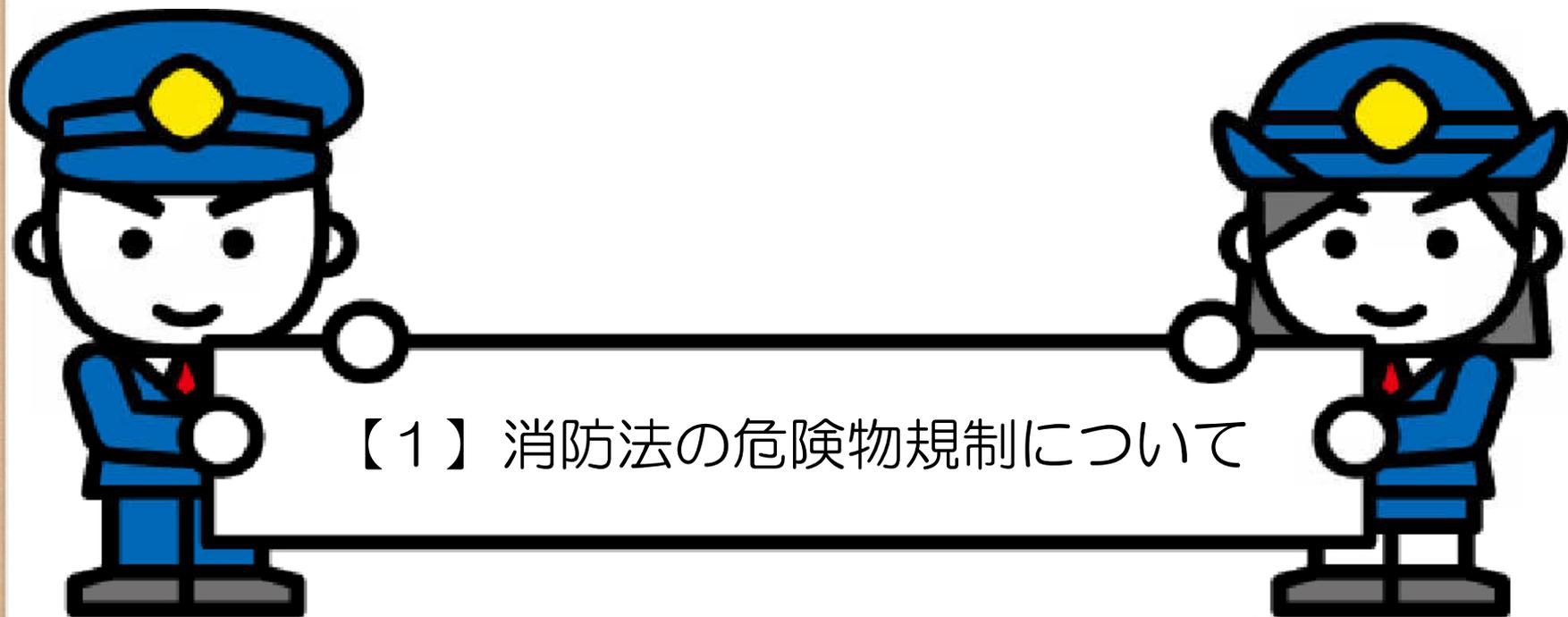


令和3年度 危険物保安セミナー

(主催：横須賀危険物安全協会)



【1】 消防法の危険物規制について

目次

- 【1】危険物とは
- 【2】引火点について
- 【3】指定数量について
- 【4】手続きについて(許可・届出)
- 【5】危険物取扱者について
- 【6】定期点検について
- 【7】第4類危険物の性質

【1】危険物とは

消防法の危険物は、その性質に応じて
6種類に区分されています。

第1類 酸化性固体

第2類 可燃性固体

第3類 自然発火性物質及び禁水性物質
(固体又は液体)

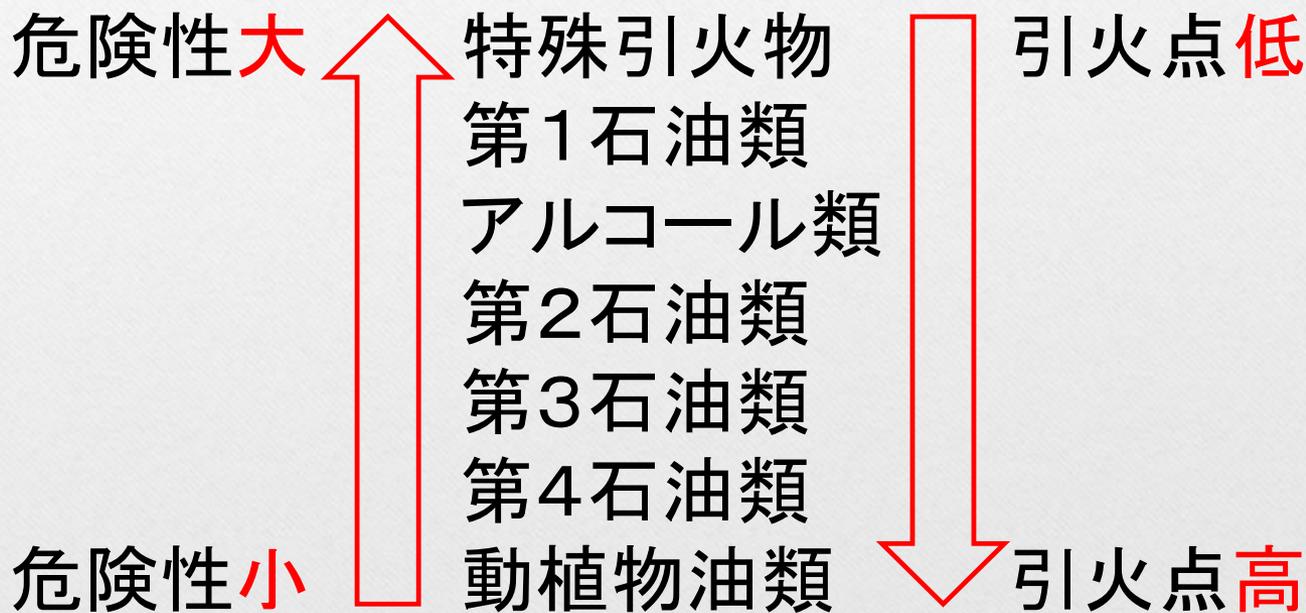
第4類 引火性液体 → 石油類、アルコール類など

第5類 自己反応性物質(固体又は液体)

第6類 酸化性液体

【1】危険物とは

第4類危険物は、「引火点(引火しやすさ)」
などにより7種類に分けられています。

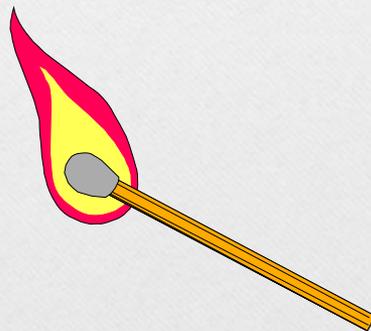


【2】 引火点について

引火点…火種を近づけたときに
引火する最低液温



灯油の引火点は約40°Cなので…



火種を近づけても引火しない。

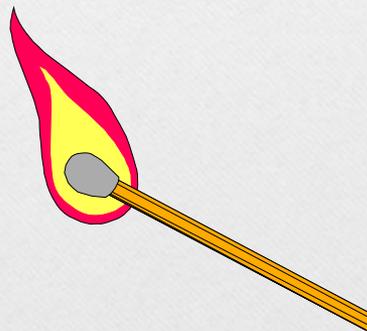
【2】 引火点について

引火点…火種を近づけたときに
引火する最低液温



灯 油
40°C
の場合

灯油の引火点は約40°Cなので…



火種を近づけると引火する。

【2】引火点について

主な第4類危険物の引火点

第1石油類	アセトン	…	-20°C
〃	ガソリン	…	-40°C以下
アルコール類	メタノール	…	11°C
〃	エタノール	…	13°C
第2石油類	灯油	…	約40°C以上
〃	軽油	…	約45°C以上
第3石油類	重油	…	60°C ~ 150°C

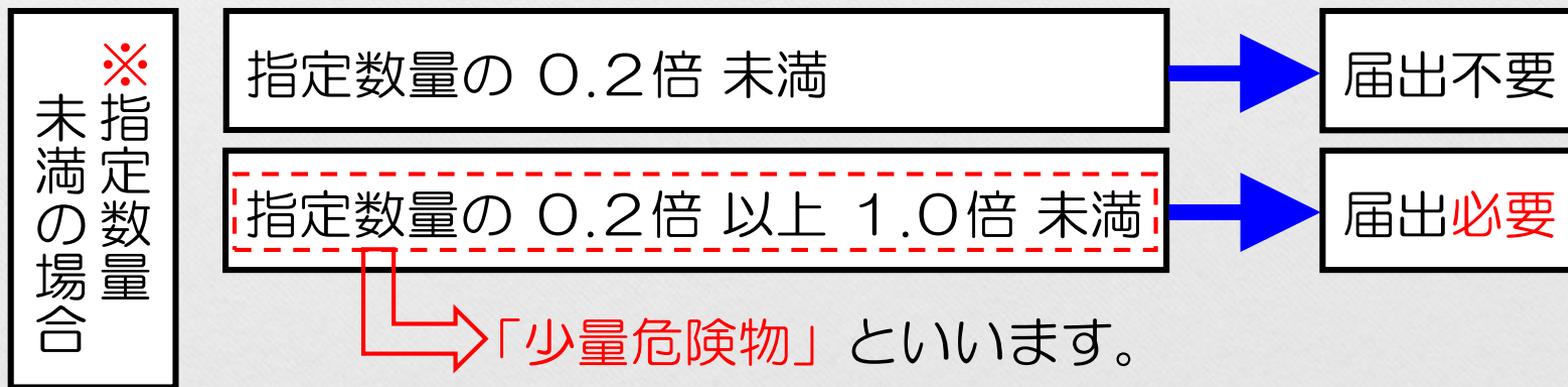
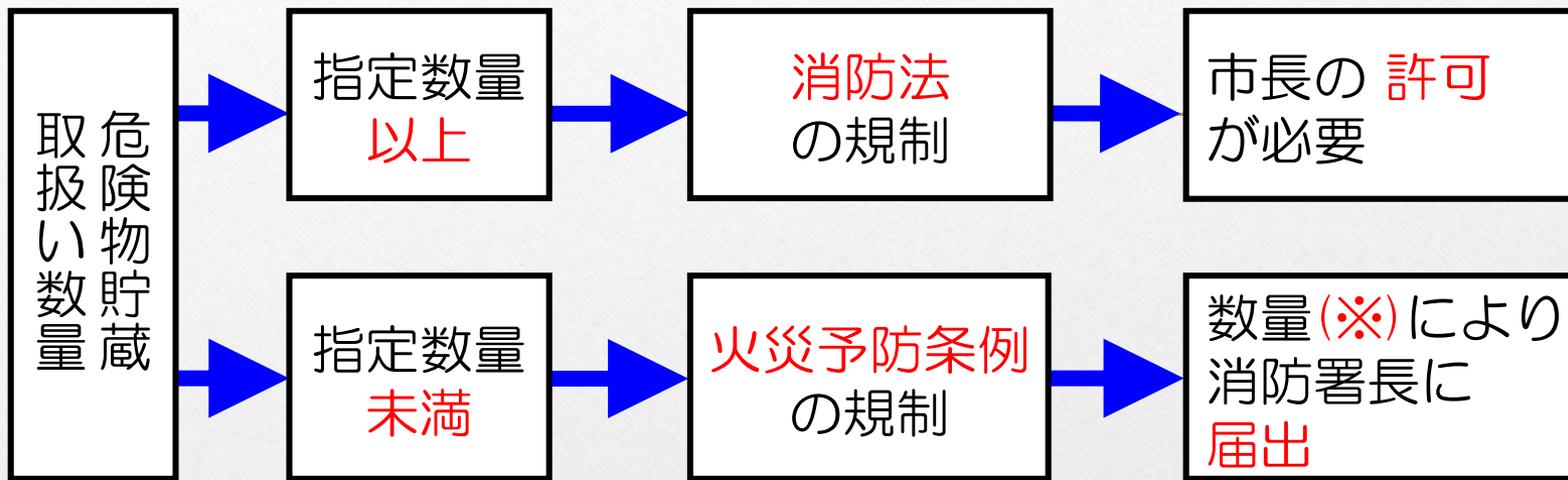
【3】 指定数量について

「指定数量」は、消防法や条例の規制が適用されるかどうかの判断基準です。

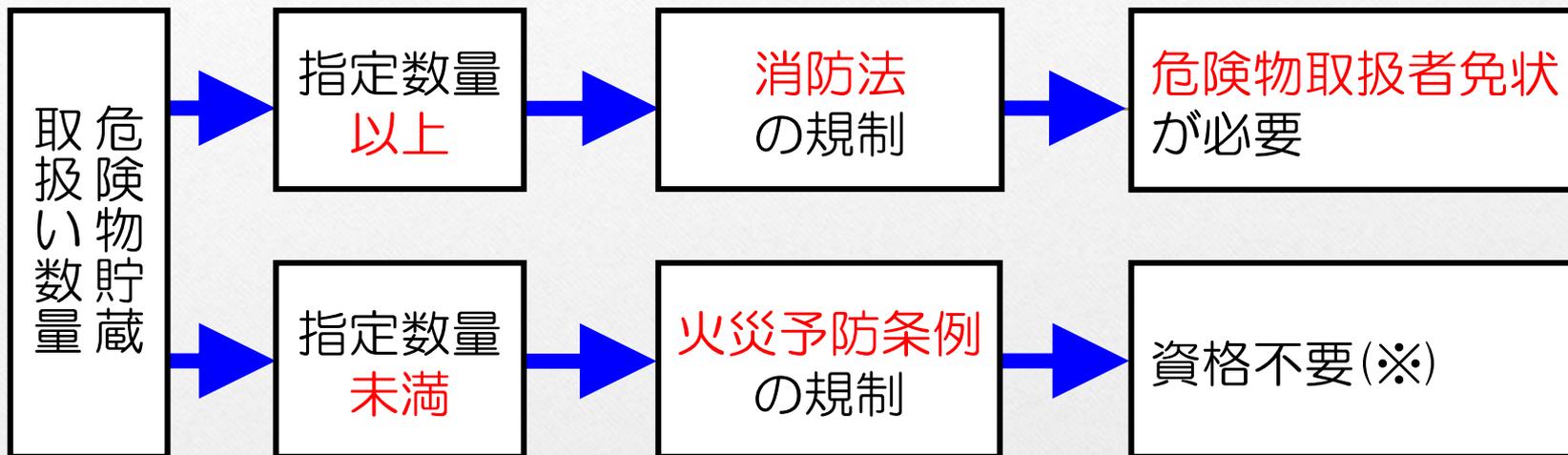
第4類危険物の指定数量

品名	指定数量	例
特殊引火物	50 リットル	
第1石油類（非水溶性）	200 リットル	ガソリン・シンナー
// （水溶性）	400 リットル	アセトン(除光液)
アルコール類	400 リットル	消毒用アルコール
第2石油類（非水溶性）	1,000 リットル	灯油・軽油
// （水溶性）	2,000 リットル	
第3石油類（非水溶性）	2,000 リットル	重油
// （水溶性）	4,000 リットル	エチレングリコール
第4石油類	6,000 リットル	潤滑油
動植物油類	10,000 リットル	

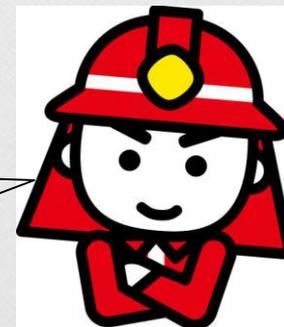
【4】手続きについて(許可・届出)



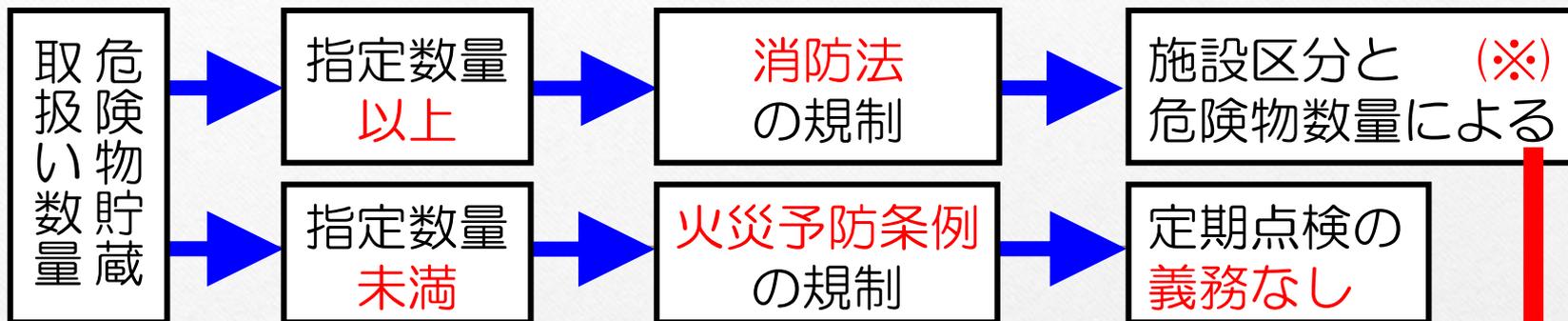
【5】危険物取扱者について



※ 平成28年までは、少量危険物の施設でも資格が必要でした。
（「少量危険物取扱従事者講習」を5年に1回受講する）



【6】 定期点検について



※ 定期点検義務のある施設（指定数量以上の場合）

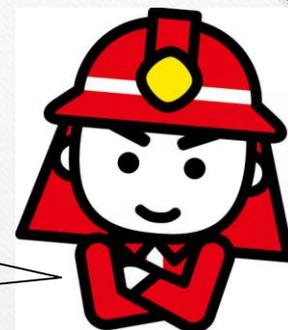
施設区分	貯蔵し、又は取り扱う危険物の倍数等
製造所	指定数量の倍数が 10 以上及び地下タンクを有するもの
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が 150 以上
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が 200 以上
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が 100 以上
地下タンク貯蔵所	すべて
移動タンク貯蔵所	すべて
給油取扱所	地下タンクを有するもの
移送取扱所	すべて
一般取扱所※	指定数量の倍数が 10 以上及び地下タンクを有するもの

※ 指定数量の倍数が 30 以下で、かつ、引火点が 40 度以上の第 4 類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所は除く。

指定数量以上の施設で地下タンクを有するものは、
全て、定期点検の義務があります。



【7】第4類危険物の性質



点検要領の本題に入る前に、まずは確認！

- ① 液体そのものではなく、蒸気(可燃性蒸気)が燃える。
- ② 可燃性蒸気は、空気より重い。
→低所に滞留しやすく、拡散しにくい。
- ③ 極めて引火しやすい。
→静電気火花のような小さな火種でも、容易に引火する。
- ④ 静電気を蓄積しやすい。
→配管や容器との摩擦で、液体そのものに帯電する。
- ⑤ ほとんどが水より軽く、水に溶けにくい。
→消火に水が使えない。